2025年8月28日
〔第2.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書
概　要

１．法人名等

法　　人　　名	東京女子医科大学
法　人　代　表　者	清水　　治
担　　当　　部　　署	総務部総務課
お　問　合　せ　先	03-3353-8112(内線30153)

２．「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1.自律性の確保	「遵守※」	1−1	「遵守※」
		1−2	「遵守※」
2.公共性の確保	「遵守」	2−1	「遵守」
		2−2	「遵守」
3.信頼性・透明性の確保	「遵守※」	3−1	「遵守」
		3−2	「遵守※」
		3−3	「遵守」
4.継続性の確保	「限定付遵守」	4−1	「遵守」
		4−2	「限定付遵守」

「遵守※」：下位の項目に達成できていないものがあるが、当該の原則を遵守していると判断した場合

３．遵守状況の確認フロー図

○担当部署：遵守状況（取組状況）の点検、「遵守状況報告書（案）」の作成
↓
○監事：「遵守状況報告書（案）」記載内容について妥当性の確認
↓　附議
○法人運営会議：「遵守状況報告書（案）」記載内容の確認
↓
○理事会：遵守状況（取組状況）の判断
↓　附議
○評議員会：「遵守状況報告書（案）」に対する意見聴取
↓
（○理事会での「遵守状況報告書」の確定）
↓
公表　○ステークホルダー
報告　○私大連

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

１．各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「１．自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守※」
基本原則の遵守状況に係る説明	寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保する体制をとるべく、次期中期計画に向けて財務健全化の検討状況を公開し、また教学、人事、施設も含めて改善計画を策定、その進捗を公開している。更に理事会と評議員会の役割やコンプライアンスを明確に規定するとともに、協働と相互牽制関係を有効に機能させるために情報共有と活発な議論ができる仕組みを整備した。それに加えて自己点検・評価審議委員会や新たに組成した責任追及委員会、経営改善委員会、風土改革委員会等の審議を通じて改革を実行していくことで、健全かつ自律的に法人を運営できる体制となっている。

遵守原則１－１

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守※」 一部もしくはすべての重点事項が達成できていないが、遵守原則の目的は達成できている
遵守原則の遵守状況に係る説明	建学の精神にある「社会に貢献する女性医人を育成する」を明示し、広く志願者となる国民、学生、保護者、卒業生、そして本学校法人教職員などのステークホルダーへの理解の深達に努めている。不祥事に関する記者会見、学内説明会を複数回開催し、経営改善計画に積極的に取り組み適宜公表している。事業計画書(単年度)に「教育」「研究」等を領域別に策定するとともに事業報告書を取りまとめ、新体制の掲げる教育研究目的を学内外に公表し、明確にすることとしている。なお、今年度、次期中期計画(2026～2030年度)を作成しステークホルダーへの理解を深める。

遵守原則１－２

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守※」 一部もしくはすべての重点事項が達成できていないが、遵守原則の目的は達成できている
遵守原則の遵守状況に係る説明	執行と監視・監督の役割を明確化し、それぞれが有効に機能するようにしており、かつ建設的な協働と相互けん制も有効に機能する体制をとっている。更に多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制をとっている。なお、事務部署業務分掌細則の改定整備を進めている。

基本原則「２．公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	医師、看護師、研究者などのわが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動成果の社会への還元、附属の医療施設を介してレベルの高い医療サービスの提供、救急医療体制の充実、国内外における医療への貢献、などによって公共性を確保している。また、地域の中核病院として地域との連携に努めている。

遵守原則２－１

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本学の建学の精神に基き、医学の知識や技術の修得はもとより人格も陶冶し、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に貢献できる女性医療人を育成することを目指している。そのために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化および内部質保証に努めて、教育研究活動を向上させている。

遵守原則２－２

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	社会環境の危機や変革などに伴う社会からの要請に応じることができるよう、本学校法人の特性や成果に基づいた解決策の提示を以って社会に貢献している。生涯を通じた女性医療人のキャリア形成支援、バイオメディカルカリキュラム、公開講座をはじめ質の高い医療の提供、行政機関や地域医療機関、企業、関係団体との連携を実践しており、女性医療人の育成、地域医療機関との連携等を引き続き行っている。

基本原則「３．信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守※」
基本原則の遵守状況に係る説明	改正私立学校法後の新寄附行為に則り、2025年6月25日以降の理事、監事、評議員の選考について、改正法の定める最も透明性の高い方式を採用し、理事選考委員会、評議員会、評議員選考委員会において行った。大学病院の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について広くステークホルダーからの信頼が得られるよう、透明性と公平性の確保し、説明責任を果たすと同時に、それらをモニタリングする体制が整備された。理事長と常勤監事の間では、RMCFA(Real time meeting of Chairperson and full-time auditor)を開催し、ガバナカスにおける各々の立場を踏まえた上で、法人運営上の重要課題についてタイムリーに共有し、重要なリスクの最小化、リターンの最大化を図っている。

遵守原則３－１

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	従来の三様監査(監事監査、公認会計士監査、内部監査)の枠にとらわれず、常勤監事をハブとして、理事会(理事長･内部理事･外部理事)、教職員、各委員会、評議員、学外有識者(諮問委員､経営改善委員会委員)他、内外の様々なステークホルダーとのダイアログ(対話)、リアルでのコミュニケーションやウォークスルーを通じて、多様かつ、法人運営を俯瞰する視点からモニタリングする機能を強化する体制(統合的監査体制)を確立した。また、監事特命監査の一環として、法人の教学改革、自己点検･評価審議委員会等の取組みを踏まえた教学監査の実施を予定している。

遵守原則３－２

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	「遵守※」 一部もしくはすべての重点事項が達成できていないが、遵守原則の目的は達成できている
遵守原則の遵守状況に係る説明	旧体制の反省を踏まえ、内部監査部の位置づけを理事長直下から理事会直下へ改め、内部監査担当理事を選任するとともに、常勤監事へのダブルレポーティングラインを確立し、日々、報連相を行っている。また、私立学校法改正による内部統制システムの整備構築義務の法制化に伴い、昨年度制定したコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を組成し、役員及び教職員に対しての教育・研修を実施する予定である。また、現在、各セクションにおけるコンプライアンス研修の実施状況の棚卸を行っている。

遵守原則３－３

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	基本原則である「信頼性・透明性の確保」を前提に、本学の「教育・研究・医療・経営・事務」領域の情報公開を本学公式ホームページを通じて適時開示している。また、改善計画等に基づき定期的に経営に係る情報についてホームページに開示するとともに文部科学省、厚生労働省等へのプレスリリースを通じて適時開示している。

基本原則「４．継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「限定付遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	建学の精神や理念に基づく使命を果たすため、教育研究活動を維持、継続、発展のため財政基盤・経営基盤の強化を図るべく、「学内横断的タスクフォース」を設置し財務の健全化と持続可能な財務確立に向けた取組みを開始している。ガバナンス機能の向上、コンプライアンス意識の醸成をはじめ不適切事案や危機の発生時に適切な対応が取れる体制を取っている。

遵守原則４－１

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	教育研究活動継続のため、ステークホルダーの意見を取り入れながらガバナンス向上を図っており、理事、監事、評議員に多様な外部有識者に就いてもらうことで、理事会、評議員会の機能の実質化を図っている。

遵守原則４－２

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「限定付遵守」 達成できていない重点事項があり、かつ遵守原則の目的の達成も限定的になっている
遵守原則の遵守状況に係る説明	財務の健全化と持続可能な財務確立を図るため、2027年度の収支均衡を目指して「学内横断的タスクフォース」を設置し、①経費削減、②医療収入改善、③人的資源、④意識改革に取り組んでいるが財政基盤の安定化・強化には至っていない。寄附の募集として、東京都新宿区のふるさと納税制度「わがまち応援寄附金」に登録している。